

資 料

(法人課税[地方税])

平成21年12月22日
閣議決定

第3章 各主要課題の改革の方向性

3. 法人課税

(5) 地方法人課税

国民が自らのニーズや地域の特性に合った行政サービスを享受できるようにするためには、地方自治体の財源を安定させる必要があります。

しかし、法人住民税と法人事業税は地方自治体の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすいという問題を有しています。

また、法人住民税と法人事業税は、地方税の税目の中で最も地域間格差が大きい税目です。各都道府県別に人口1人当たりの法人住民税と法人事業税の税収額の指数(平成20年度決算見込み)を比較すると、最大の東京都と最小の奈良県の差は6.6倍となっています。格差是正のために地方法人特別税・譲与税の仕組みが導入されましたが、税制の抜本改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置にすぎません。

現行の地方交付税制度よりも財政調整の機能を一層強化した新たな制度を創設するための検討と併せて、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて議論を進めます。

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

地方法人二税(法人事業税・法人住民税)

	法人事業税	法人住民税
課税団体	都道府県	都道府県、市町村
⑩決算 税収※ (シェア)	5.1兆円(都道府県税収の28.7%)	道府県民税 0.9兆円(都道府県税収の5.3%) 市町村民税 2.4兆円(市町村税収の11.4%)
税の性格	法人が事業活動を行うにあたり、地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきという考え方にに基づき、法人の行う事業に課する税。	地域社会の費用について、その構成員である法人についても、個人と同様幅広く負担を求めるため課する税。
沿革	<p>明治11年 営業税として創設 * 国税の付加税化、営業収益税への改組など、累次の改正あり。</p> <p>昭和23年 事業税の創設(営業税の廃止)</p> <p>平成16年 外形標準課税の導入(平成15年度改正で決定) 〔 資本金1億円超の法人を対象に、法人事業税収のおおむね1/4について外形標準課税とする。 〕</p> <p>平成20年 地方法人特別税・特別譲与税の創設 〔 偏在を是正する目的で、法人事業税の一部(消費税1%相当額)を分離し、譲与税として各都道府県に再配分。 〕</p>	<p>昭和26年 法人市町村民税の創設(第二次シャウプ勧告) 〔 法人そのものに対しても、個人同様に課税をすることが負担の均衡上必要との考え方。 〕</p> <p>昭和29年 法人道府県民税の創設 〔 道府県における負担分任性のある税目の創設、道府県税制の充実強化などの考え方。 〕</p>

※ 超過課税を除く

地方法人二税の創設時の経緯

昭和25年

シャープ勧告（法人を住民税の課税対象から除外、付加価値税の創設）

- 新しい事業税（都道府県税）として、付加価値税を創設。（課税標準は、利益と利子、賃貸料及び給与支払額の合計額。）
- 付加価値税施行までの間は、事業税及び特別所得税を暫定的に課税。
- 法人には、住民税を課さない。（法人擬制説に立ち、株主段階での課税を勧告。）

昭和26年

法人市町村民税を創設

- 事務の再配分（義務教育等）により市町村の財政負担が増加したこと等を受けて地方独立財源の充実強化が必要となる。
- 法人に対して、応益的な見地から、負担分任性のある税目として法人税割（市町村分）を創設。

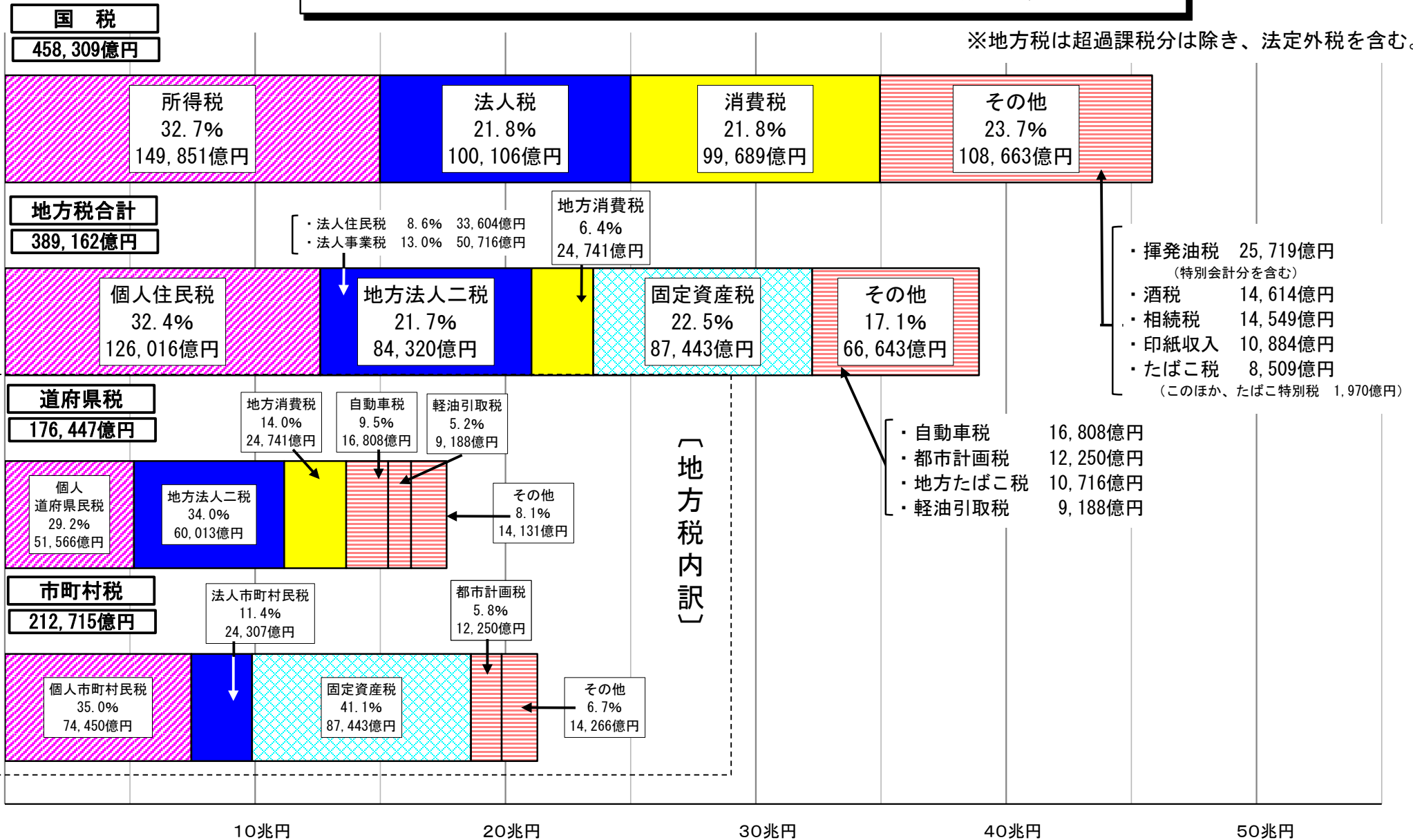
昭和29年

法人道府県民税を創設（付加価値税の廃止、事業税の創設）

- 道府県の事務（警察行政等）の拡大に伴い、道府県税のさらなる充実強化が必要となる。
- 道府県における負担分任性のある税目として道府県民税を創設。（市町村民税の法人税割は、市町村間の偏在是正の観点等から、その一部を道府県税に移管。）
- 付加価値税は実施できず。従来の事業税と特別所得税を統合し、恒久的な制度として事業税を創設。

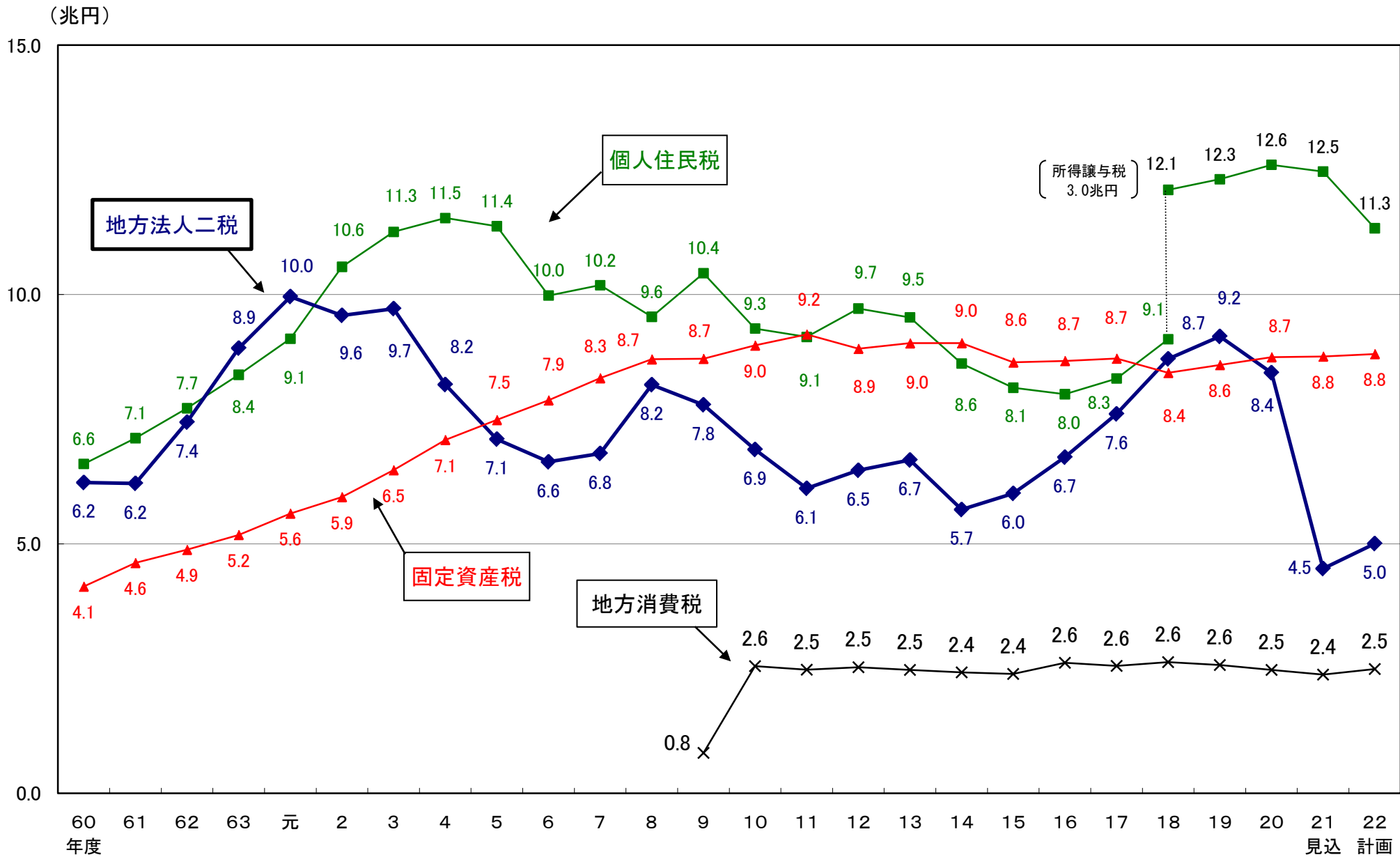
国税・地方税の税収内訳（平成20年度決算額）

※地方税は超過課税分は除き、法定外税を含む。



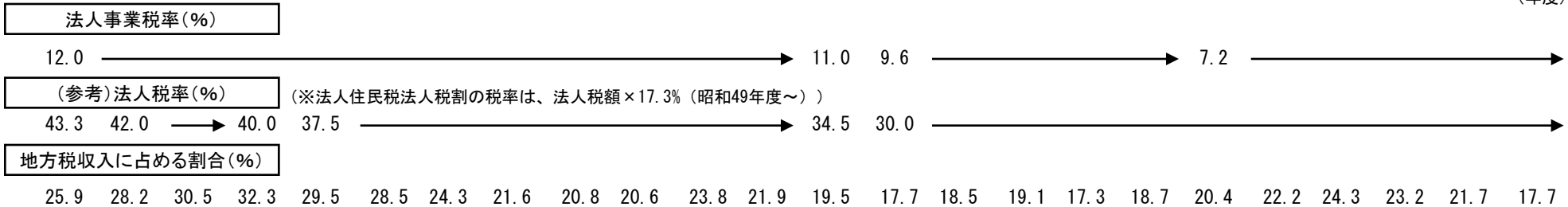
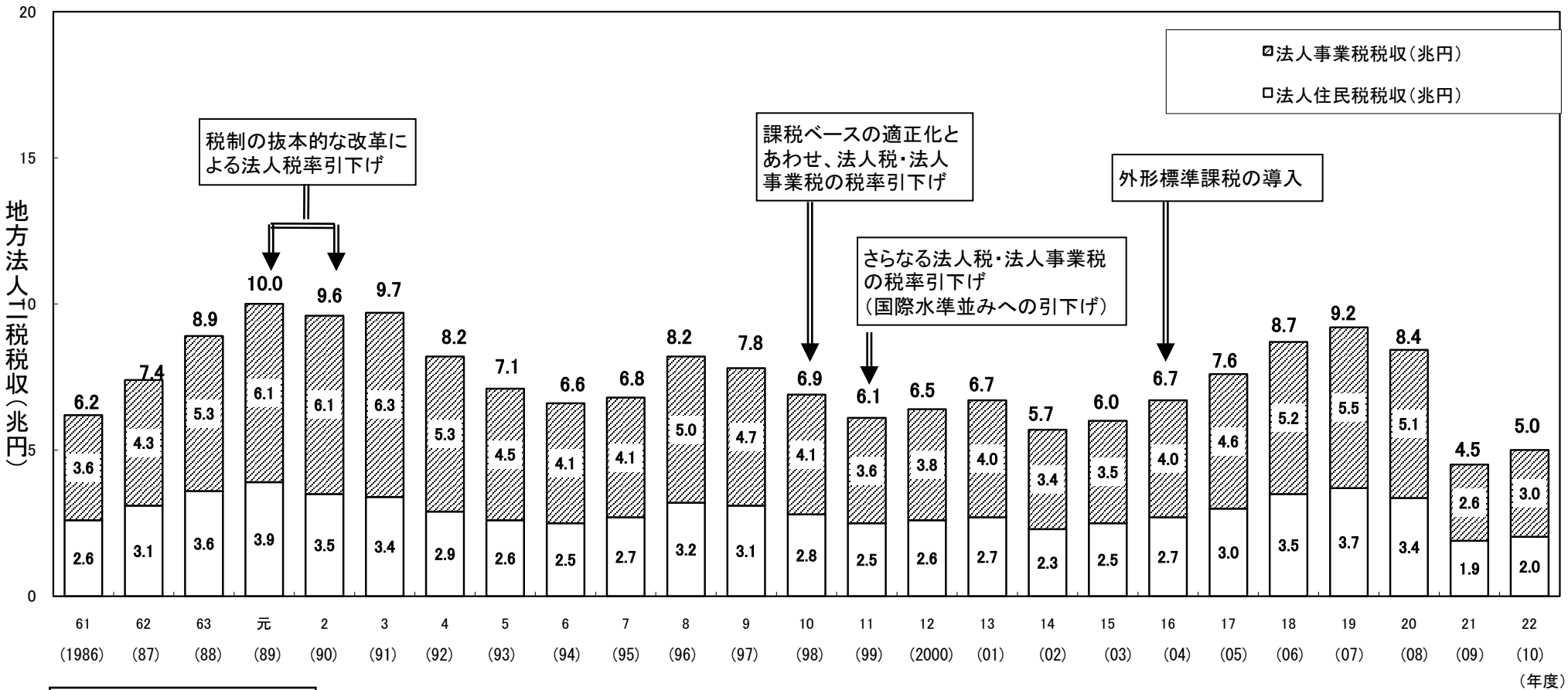
- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計分を含む。
 3 個人住民税は、配当割、株式等譲渡取得割及び利子割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 地方税合計における法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税及び市町村民税（法人均等割、法人税割）の合計である。
 6 道府県税における法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。
 7 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

主要税目(地方税)の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない(地方財政計画ベース)。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

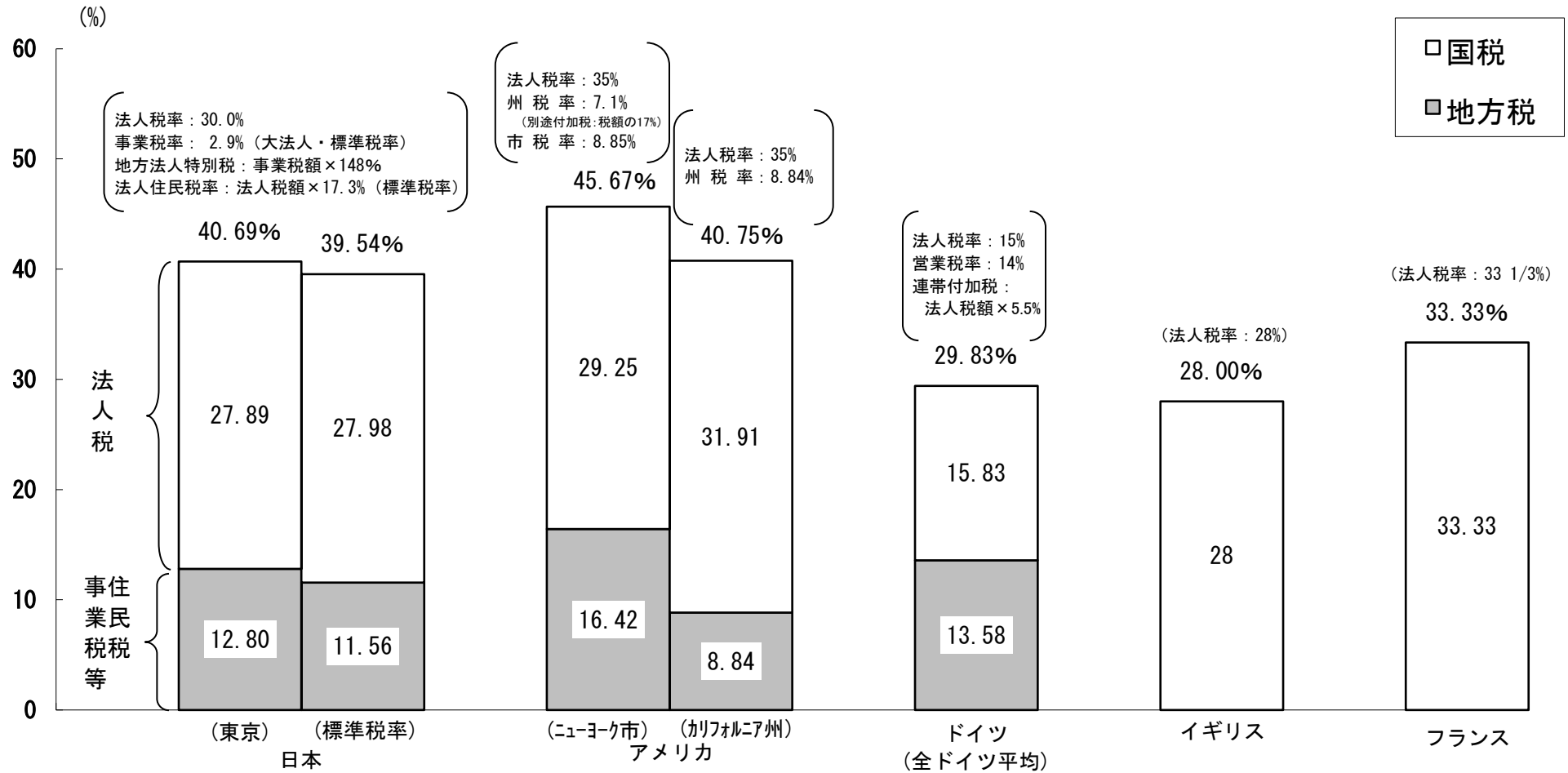
地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



(注) 1 20年度までは決算額(超過課税分を除く)、21年度は決算見込額(超過課税分を除く)、22年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税として平成21年度:0.6兆円、平成22年度:1.3兆円を加算した額である。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2010年1月現在)



出典：財務省ホームページをもとに作成。

- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。
- 3 ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「地方税」は、全ドイツ平均（賦課税率388%）である。ドイツの「国税」のうち、法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税であり、「地方税」である営業税は、営業収益を課税標準とする市町村税である。
- 4 フランスでは、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税（地方税）が課税される。

近年の主な地方法人二税の改正の動向

平成10年度改正

○法人事業税率の引下げ 12%→11%

平成11年度改正

○法人事業税率の引下げ 11%→9.6%

平成15年度改正

○法人事業税への外形標準課税の導入

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に、外形割合を1/4とし、導入。
- ・ 税率：所得割 7.2%、付加価値割 0.48%、資本割 0.2%
- ・ 平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

平成17年度改正

○法人事業税の分割基準の見直し

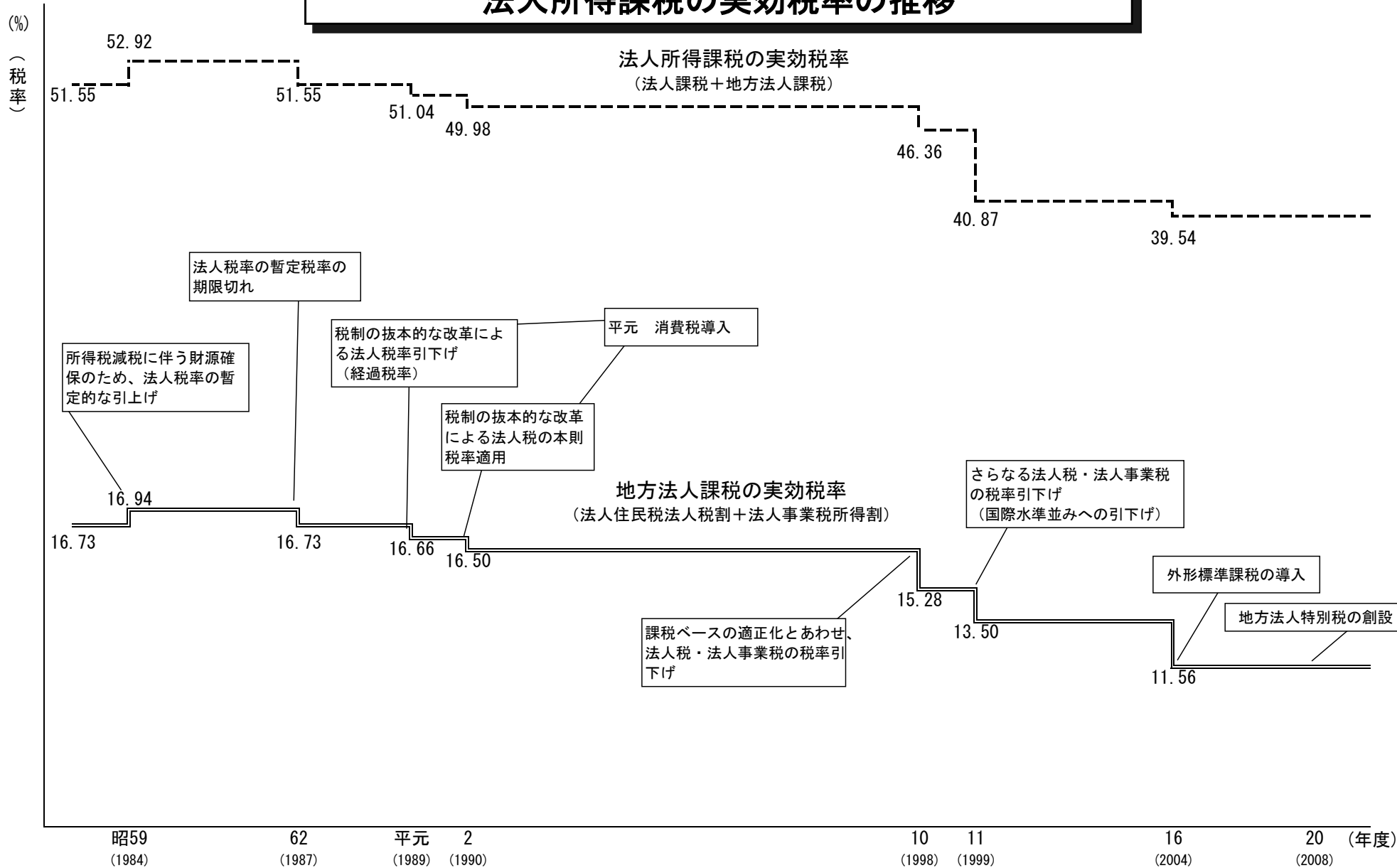
- ・ 非製造業の分割基準：従業者数のみ ⇒ 従業者数1/2、事務所数1/2
- ・ 本社管理部門の従業者数を1/2に割り落とす措置を廃止。

平成20年度改正

○地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設

- ・ 税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税・譲与税を創設。
- ・ 地方法人特別税の税収は、全額を地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数を基準に都道府県に譲与。
- ・ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

法人所得課税の実効税率の推移



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。
 なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。

外形標準課税の導入の趣旨及び制度の概要

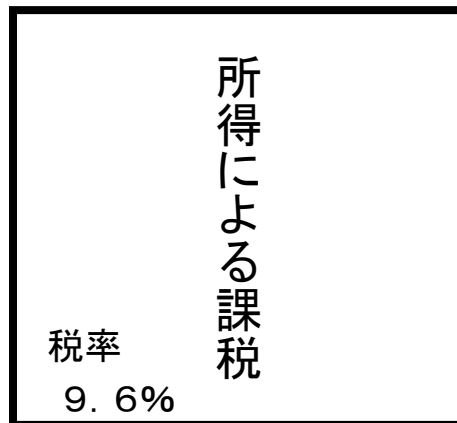
【外形標準課税導入の趣旨】

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に → 税負担の公平性の確保
- ②受益に応じた負担を求める税に → 応益課税としての税の性格の明確化
- ③安定的な行政サービスの提供のために → 地方分権を支える基幹税の安定化
- ④努力した企業が報われる税制に → 経済の活性化、経済構造改革の促進

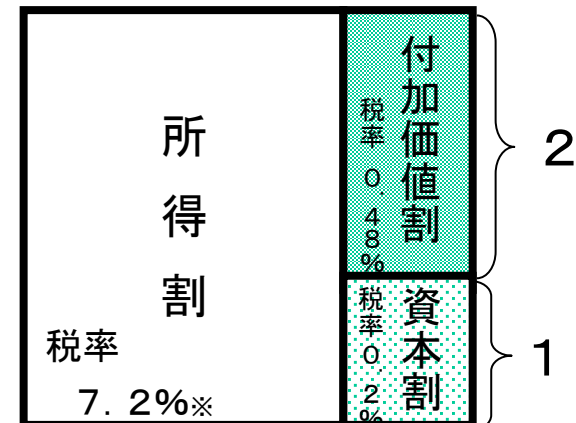
【制度の概要】

- ・ 資本金 1 億円を超える法人（大法人）を対象。（全法人約251万社のうち、約2.9万社が対象。）
- ・ 4分の1(*)が外形標準課税、4分の3は所得課税。（*H3~H12の平均税率）の4分の1を外形化。）
- ・ 平成16年4月1日から開始する事業年度より適用。

改正前



改正後

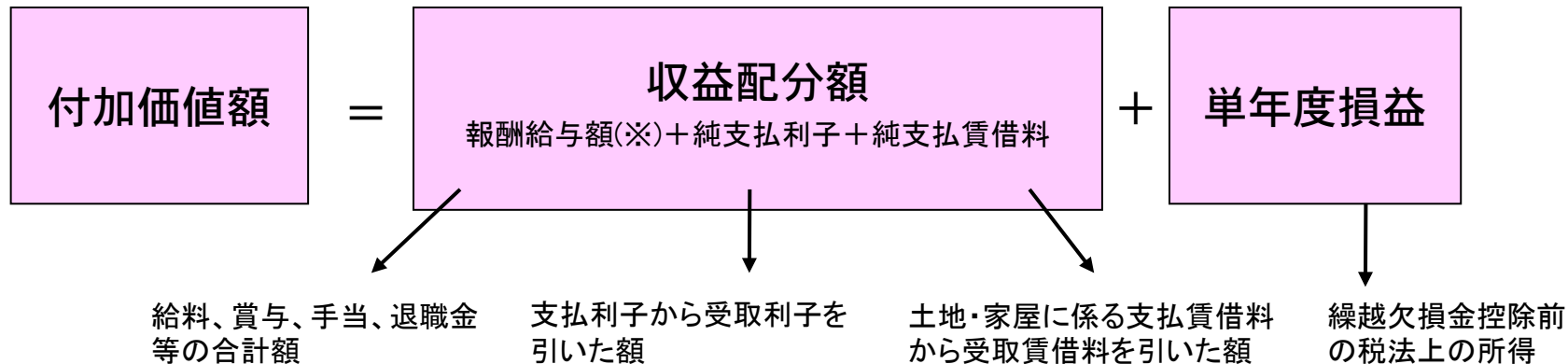


〔 法人所得課税の実効税率(外形対象法人分)
改正前:40.87% ⇒ 改正後:39.54% 〕

所得基準 : 外形基準
3 : 1

付加価値割の仕組み

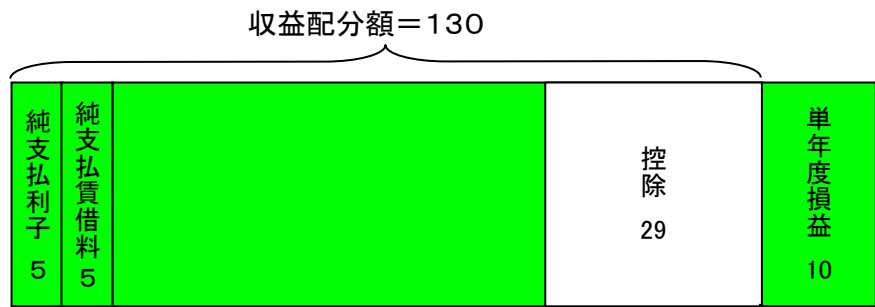
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(※)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

雇用安定控除
 …報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



$$\text{付加価値額} = 111$$

$$= \text{収益配分額}(130) + \text{単年度損益}(10) - \text{雇用安定控除額}(29)$$

資本割の仕組み

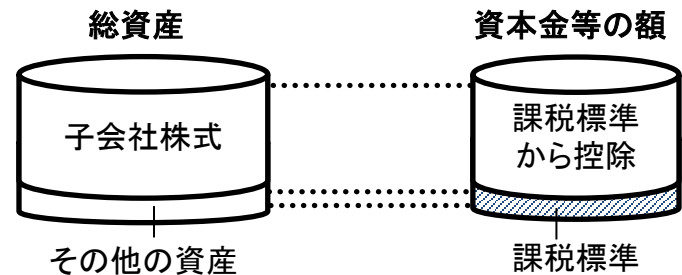
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

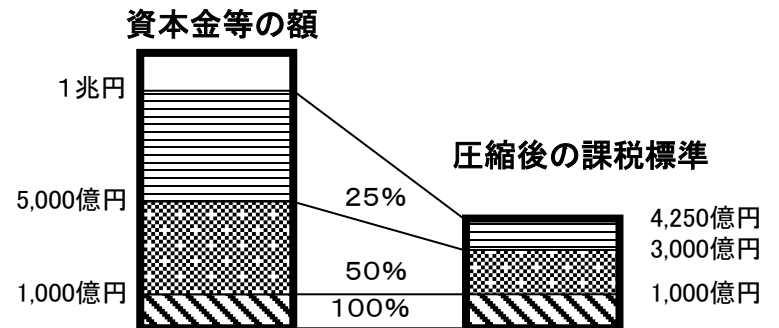
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



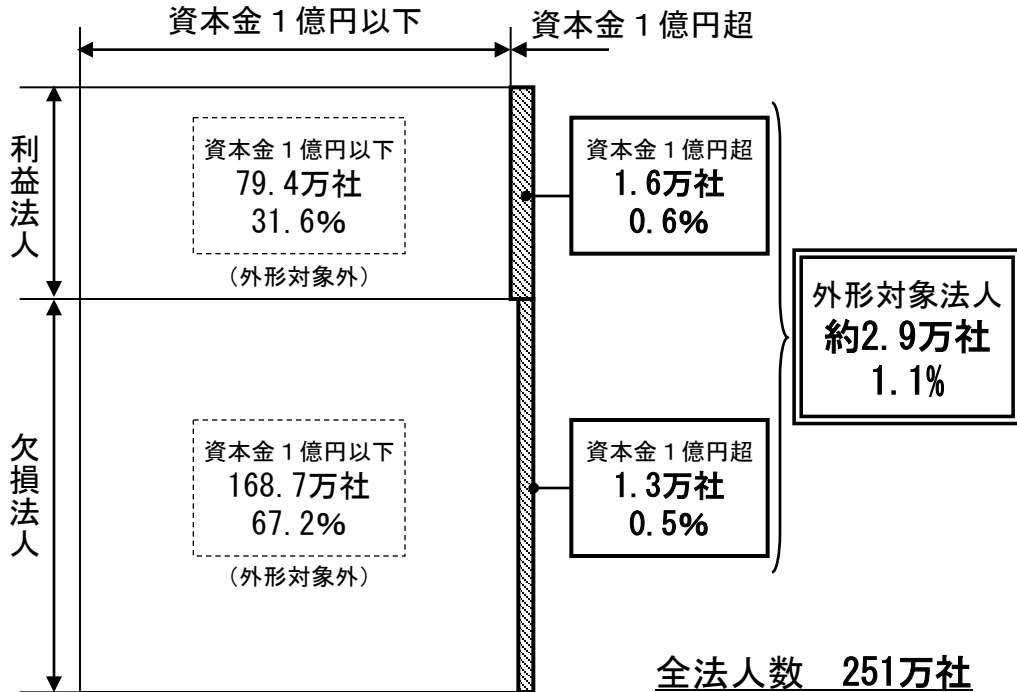
※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



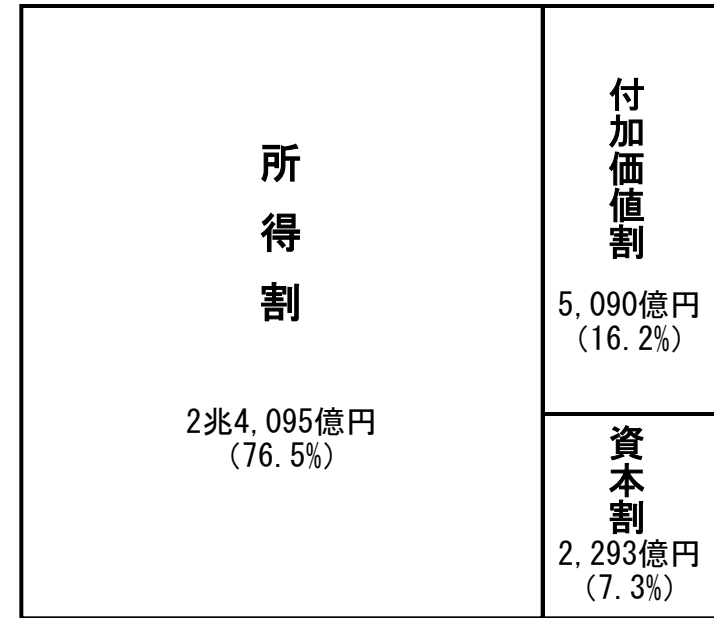
※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

平成20年度の外形標準課税の実績

対象法人数



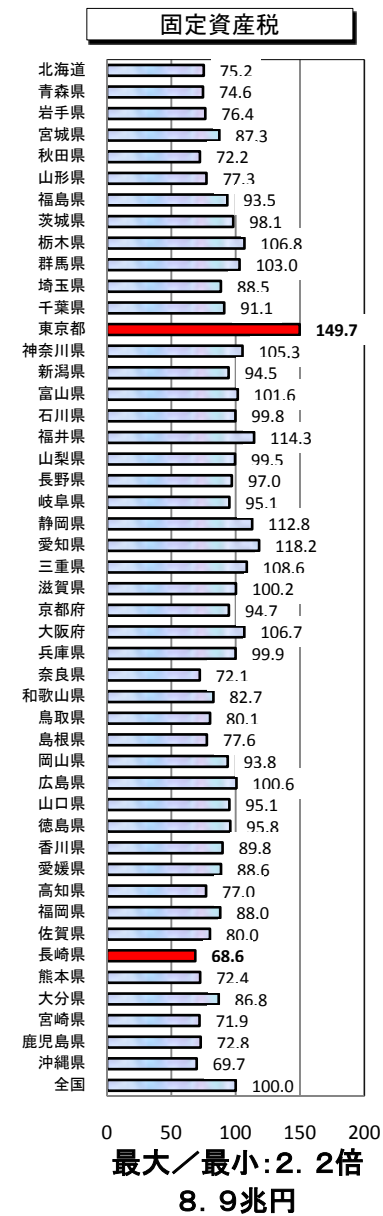
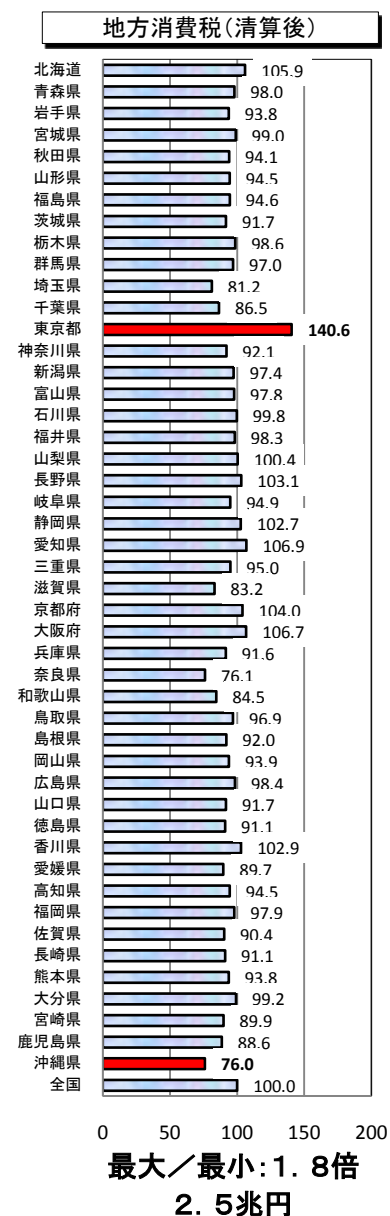
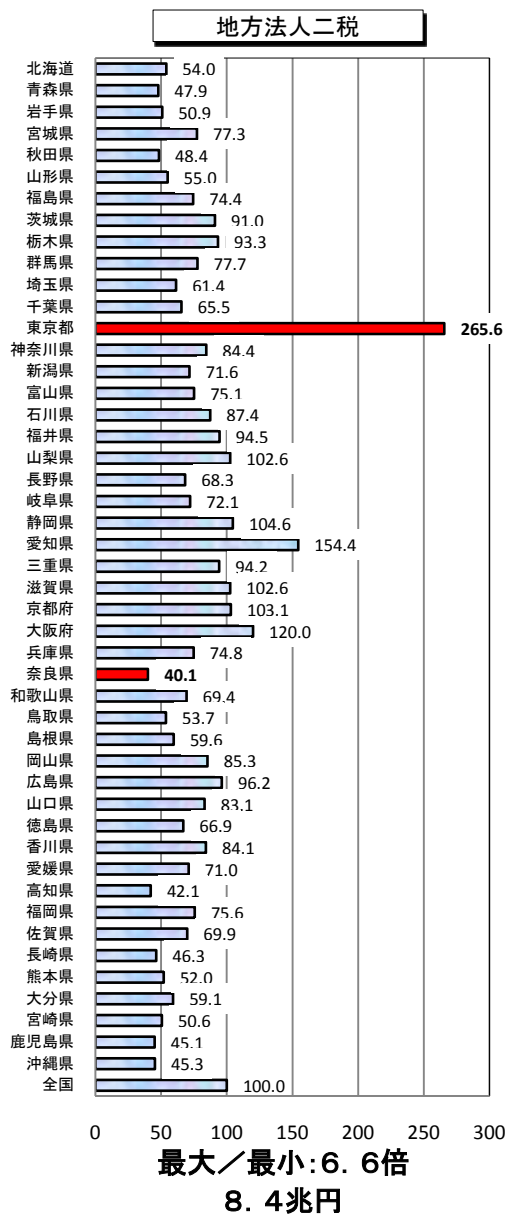
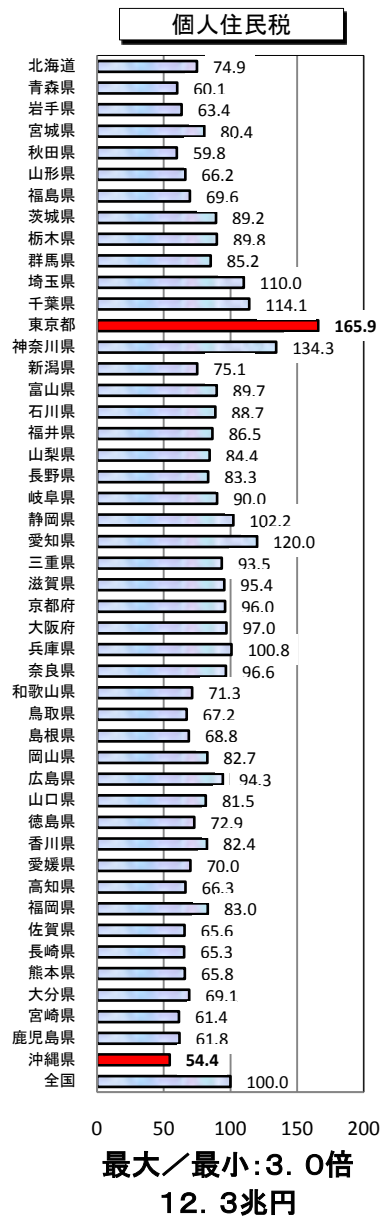
税額



所得基準：外形基準
76.5% : 23.5%

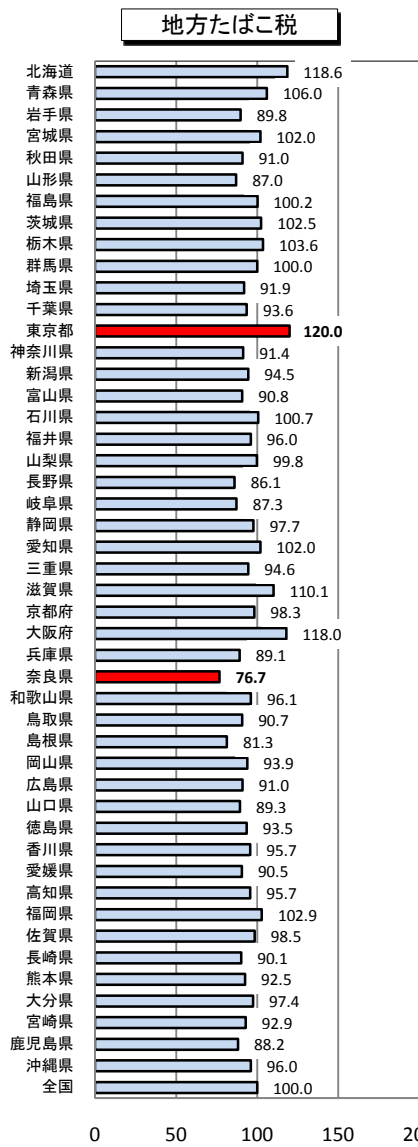
- (注) 1 法人数は、平成20年2月1日から平成21年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成20年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人(約1,700社)は含まれていない。
- 2 税額は、平成20年2月1日から平成21年1月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人(28,943社)を集計した値である。なお、外形対象外の普通法人の税額は、1兆3,260億円である。
- 3 数値は速報値であり、精査により異動することがある。
- 4 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)

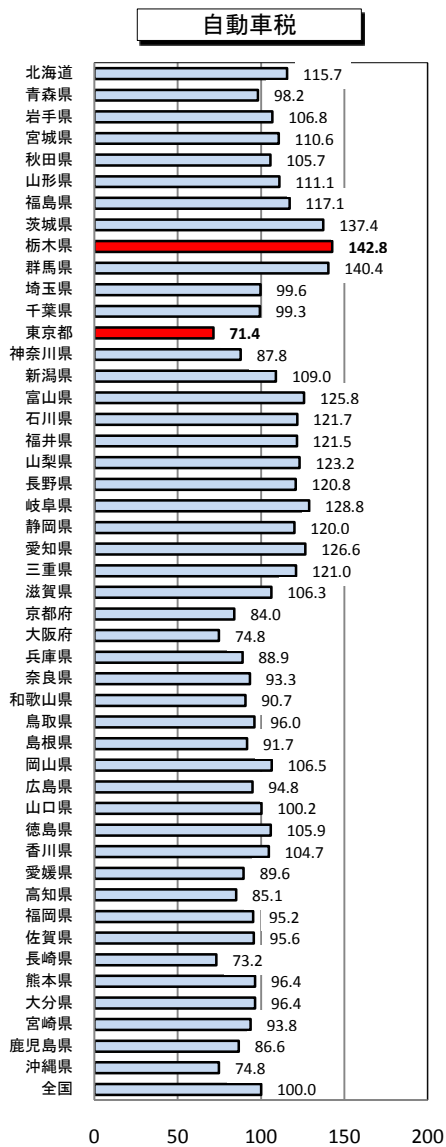


※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注2) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

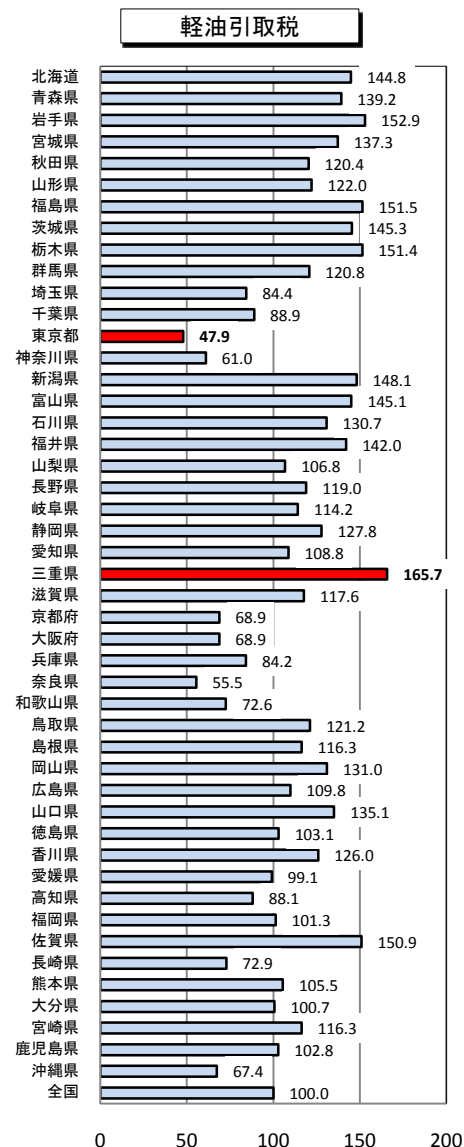
人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)



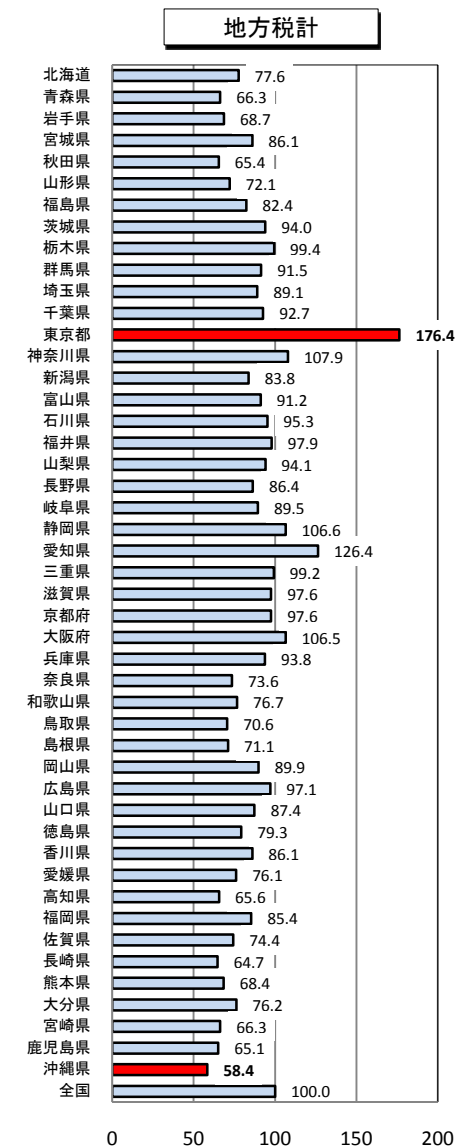
最大/最小: 1.6倍
1.1兆円



最大/最小: 2.0倍
1.7兆円



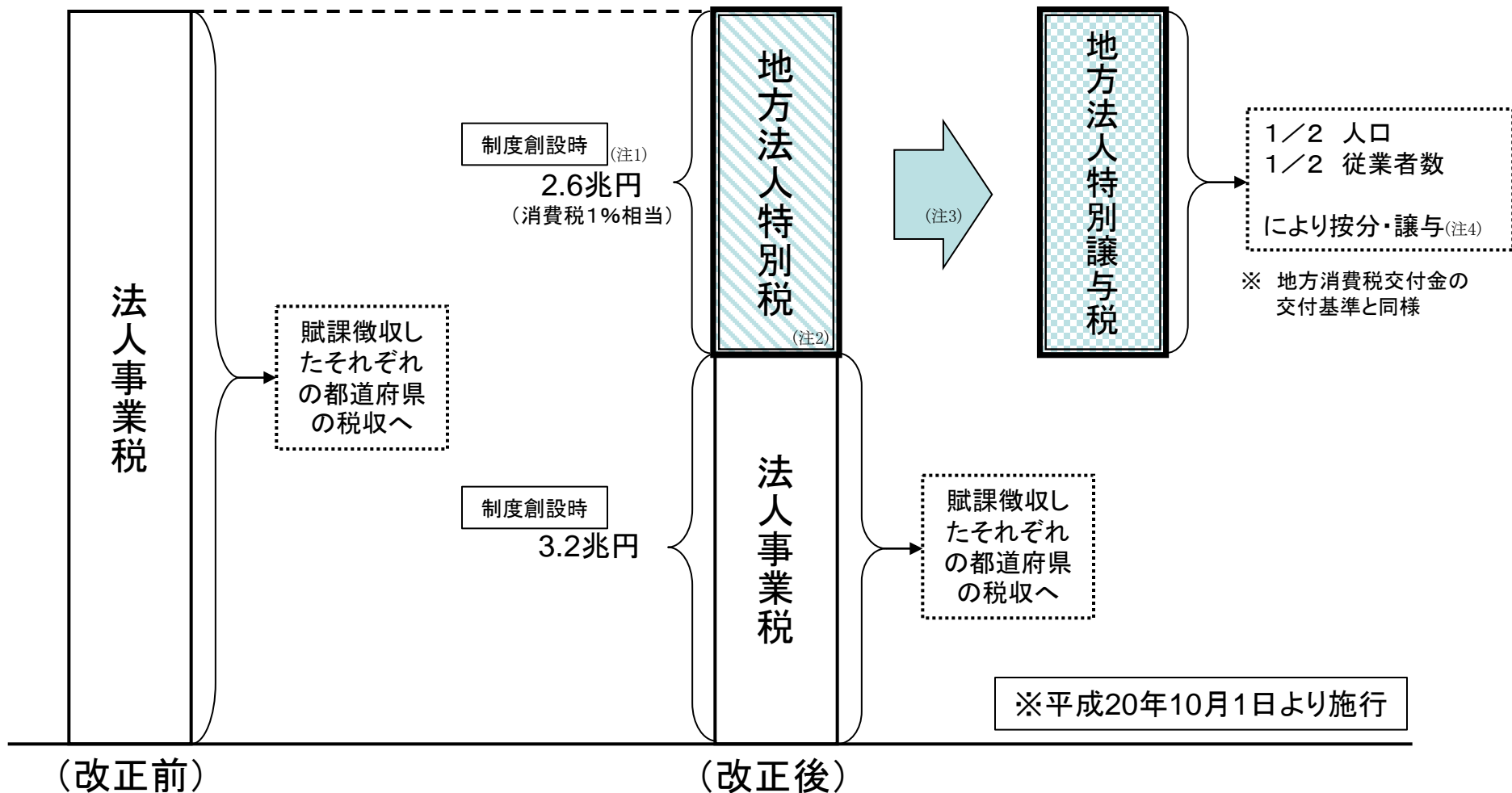
最大/最小: 3.5倍
0.9兆円



最大/最小: 3.0倍
38.9兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
 (注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
 (注3) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方法人特別税・譲与税



(注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成22年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.3兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。

2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。

4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設に伴う影響額試算(平年度ベース)

制度創設時

(単位：億円)

都道府県	法人事業税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 A+B=C	(参考) 平成21年度 実績
北海道	▲ 629	1,091	462	94
青森県	▲ 155	270	115	25
岩手県	▲ 143	270	127	31
宮城県	▲ 364	470	106	11
秋田県	▲ 106	221	115	27
山形県	▲ 130	240	110	30
福島県	▲ 324	409	85	10
茨城県	▲ 555	576	21	21
栃木県	▲ 431	403	▲ 28	15
群馬県	▲ 353	412	59	66
埼玉県	▲ 941	1,268	327	95
千葉県	▲ 864	1,055	191	41
東京都	▲ 6,358	3,161	▲ 3,197	▲ 856
神奈川県	▲ 1,524	1,609	85	5
新潟県	▲ 385	491	106	16
富山県	▲ 193	234	41	14
石川県	▲ 216	244	28	8
福井県	▲ 162	171	9	▲ 4
山梨県	▲ 176	175	▲ 1	9
長野県	▲ 339	440	101	33
岐阜県	▲ 320	419	99	31
静岡県	▲ 833	779	▲ 54	1
愛知県	▲ 2,354	1,940	▲ 414	▲ 50
三重県	▲ 388	369	▲ 19	13

都道府県	法人事業税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 A+B=C	(参考) 平成21年度 実績
滋賀県	▲ 279	271	▲ 8	4
京都府	▲ 494	521	27	▲ 39
大阪府	▲ 2,121	1,856	▲ 265	▲ 105
兵庫県	▲ 872	1,060	188	39
奈良県	▲ 127	244	117	30
和歌山県	▲ 139	191	52	14
鳥取県	▲ 66	118	52	24
島根県	▲ 84	147	63	11
岡山県	▲ 351	380	29	10
広島県	▲ 551	582	31	3
山口県	▲ 275	292	17	6
徳島県	▲ 122	154	32	7
香川県	▲ 176	203	27	19
愛媛県	▲ 206	280	74	8
高知県	▲ 70	150	80	20
福岡県	▲ 803	990	187	64
佐賀県	▲ 115	169	54	11
長崎県	▲ 128	278	150	29
熊本県	▲ 202	349	147	42
大分県	▲ 166	237	71	21
宮崎県	▲ 109	222	113	21
鹿児島県	▲ 170	332	162	42
沖縄県	▲ 131	258	127	33
合計	▲ 26,000	26,000	0	0

注1 以下の条件により、機械的に試算を行ったものであり、平年度化される時点における税収等の状況により、影響額は変動しうる。

① 法人事業税の税収シェアは、平成18年度決算額を用いた。

② 地方法人特別譲与税の譲与基準は、平成17年国勢調査(人口)、平成18年事業所・企業統計(従業者数)、平成19年度地方交付税算定結果(譲与額加算)をそれぞれ用いた。

注2 平成20年度における法人事業税の減収は、全国計で▲5億円。地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与。

注3 「(参考)平成21年度実績」は、平成21年度に譲与された地方法人特別譲与税の額と、その原資となった地方法人特別税の額との増減を示す。

なお、平成21年度の地方法人特別税・譲与税の規模は、平年度化する平成22年度以降と比べ半分程度。

注4 四捨五入により計が一致しないところがある。

※ 法人関係税収の大幅な落ち込みにより、暫定措置の規模は2.6兆(制度創設時)→1.3兆(22地財ベース)となっているもの。

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

地方法人特別税等に関する暫定措置法

(趣旨)

第一条

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。